

職場のハラスメント問題をめぐる 訴訟リスクと対応策

ハラスメント問題は、業種や企業規模にかかわらず、どこの会社でも起こっているトラブルであり、現場の管理職や人事労務担当者の悩みの種となっています。

加害者側と被害者側の意識のギャップが大きいこと、客観的な線引きが難しいこと、メンタルヘルス不全を引き起こしやすいこと、相談時の二次被害など、デリケートな面が多く、初期の適切な対応によってトラブルの拡大を抑えることが重要です。

本セミナーでは、代表的なハラスメント類型を取り上げて、最近の判例を踏まえつつ会社のとるべき適切な対応を説明いたします。

-CONTENTS-

- | | |
|---|---|
| <p>1. 職場におけるハラスメントの正体は何か</p> <p>2. ハラスメントの態様と予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none">①セクシャル・ハラスメント②パワー・ハラスメント <p>3. 新しいハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none">③マタニティ・ハラスメント②LGBT・ハラスメント | <p>4. ハラスメントをめぐる法的紛争</p> <ul style="list-style-type: none">①法的紛争になるパターン②注目すべきハラスメント判例 <p>5. 法的紛争を回避するには</p> <ul style="list-style-type: none">①トラブルの第一報にどう対応するか②二次被害を起こさないヒアリング③当事者間の示談に際しての留意点④懲戒処分のポイント⑤警察沙汰になったらどうするか |
|---|---|

開催日時	令和元年9月3日(火)
	13時30分～16時30分
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 法律事務所キノール東京 代表弁護士 木野 綾子 氏

平成6年早稲田大学卒業。平成9年司法研修所卒業(49期) 東京地方裁判所に判事補として任官。以後、土浦、東京、豊橋の順で各地の裁判所に勤務。

平成22年3月千葉地方裁判所を最後に退官し弁護士の道を歩む。同年4月弁護士登録(第一東京弁護士会)。多くの裁判の経験から民事訴訟の合理的な進め方や訴訟回避策を企業側に指導している。



受講料	一般 16,200円 (1名・消費税込) 会員会社 10,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)またはホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	令和元年8月27日(火) ※受講料は8月27日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイエイシャキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

コンプライアンス・リスクマネジメント研修申込書 (9/3)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込
 その他
 請求書
 要
 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。